福島原発事故東電刑事訴訟・第一回公判を前に、東京地裁前で早朝集会（６月30日、写真・国富建治）

談論暴発

子どもと引き離されて今年で10年になる。自分の子どもと引き離される痛みは経験してみなければなかなかわからない。それを表現すれば、「家父長制の復活」や逆に「男がメソメソして」という批判を受ける。

憲法24条の右からの改憲の動きに対して、別姓や婚外子などの問題を取り上げ対抗することはあっても、養育権の問題はタブーのようだ。夫婦同姓の強制が、男女どちらの姓も選べるから違憲ではないと言ったところで、実際には男の姓（97%）に合わせられる女性が理不尽と感じるのは想像がつく。単独親権の強制は、女性の親権取得率が８割（裁判所では９割）であっても、どちらの側も親権を得られる可能性があるから24条違反に当たらない、と言うのだろうか。「権利ばかり主張して」と別居親の運動を煙たがる人たちに「そうですか、ぼくはたまたま男で父親ですが、自分の権利を言えない身分ですね」とメソメソ言う。男女平等が笑わせる。（宗像　充）

contents

事務局から
●第13期・第2号をお送りします。紙面のリニューアル如何でしたでしょうか？　郵送方法も、佐川急便に変更しました。
●13期の購読申込みがまだの方はよろしくお願いします。印刷判・郵送は4000円、PDF版・Eメールは3000円です。

翁長知事の工事差し止め訴訟を支持し、辺野古新基地建設を阻止しよう!

■翁長知事、埋立て工事の差し止めを提訴

沖縄県議会は７月14日の本会議で、県が辺野古埋立て工事の差し止めを求めて国を提訴する議案を賛成多数で可決した。これを受けて、翁長知事が国に辺野古新基地建設差し止めを求めて提訴することになった。知事は同時に、判決が下りるまでの工事停止を求める仮処分も申し立てる予定だ。

辺野古埋め立ての条件である岩礁破砕許可が３月31日で切れているにも関わらず防衛省は、地元の漁協に補助金をばらまいて漁業権を放棄させ、漁業権がなくなったのだから新たに許可はいらないと工事を続行。しかし、これは、漁業権の一部放棄などの「変更」は知事の許可が必要だという政府（管轄の水産庁）自身の従来の見解を一方的で勝手に変更したものだ。

翁長知事の提訴は、こうした政府の欺瞞性を裁判で明らかにし、辺野古基地建設中止に追い込むことが狙いだ。

しかし一方で政府は、菅官房長官が、翁長知事が提訴し工事が中断したら損害賠償請求をすると脅かしているように、どんな汚い手を打ってくるか不明だ。私たちは、民意を無視し、自治体首長としての当たり前の権利行使にさえ介入する安倍政権の横暴さを批判し、翁長知事を支持、支援していかなくてはならない。

■違法・強引な工事が進む沖縄

沖縄では防衛省の、法律を踏みにじった違法な工事が続いている。

辺野古の海では、Ｋ９護岸工事で捨石が投下され100m進んだところで止まっているが、実はこれは本格工事ではなく、「台風の高波による護岸への影響を防止する１時的な措置」と沖縄防衛局長自身が認めた。４月25日、「本格工事開始」とマスコミを動員して大々的に打ち上げたのは、既成事実を積み上げるためのキャンペーンだったことを当局自身が認めたのだ。

台風シーズン（沖縄は11月頃まで続く）が終わったら投下した捨石は一旦回収するという。大浦湾を汚濁し珊瑚を破壊した何という税金の無駄使いか！

昨年12月、これも華々しく「完成」が喧伝された高江のヘリパッド建設現場では、７月１日、やり直し工事が開始された。ずさんな工事のツケが回って来ているのだ。特に、Ｎ１とＨ地区のヘリパッドは、基盤工事が規定通り施工されていないため、大量の雨水を吸い込んで土台が軟弱だったことが判明、法面では何か所も崩壊が発生している。完成直後から部分的な補修が行われ、米軍も運用をしないままだった。

現場を調査した技術者によれば、公共工事ではありえない突貫工事だった。これは、安倍が「年内に完成させる」と大見得を切り、12月の北部訓練場の返還式典と、ケネディ大使の帰任に間に合わせるための茶番だったのだ。

しかし、修復工事が完成していない中で、米軍はオスプレイパッドの運用を開始した。7月11日、事前の通告もなくＮ１，Ｈ地区で１機のオスプレイの離発着が確認された。今後、どのくらいの頻度で運用するのか不明だが、ともかく使用するのだという米軍の意思表示ではないだろうか？

■辺野古新基地が完成しても普天間は返還されない

辺野古基地建設は、建前上は「普天間基地移設に伴う代替基地」という位置づけだ。しかし、仮に辺野古基地が完成したとしても、今のままでは普天間が返還されない可能性が浮上してきている。すでに稲田防衛大臣は６月６日と15日の参議院外交防衛委員会で、返還条件８項目の一つである緊急時の民間施設の使用について「米軍と調整が整わなければ返還がなされない」と明言した。同条件は、普天間の滑走路が約2800ｍなのに辺野古が1800mと短いため、緊急時に固定翼機が離発着できる民間飛行場を確保するというもの。しかし、普天間など11施設の返還を盛り込んだ1996年12月のSACO（日米特別行動委員会）合意にはなく、以降の米軍再編に伴って編成された2013年の統合計画に新たに盛り込まれながら、政府が十分な説明をしてこなかった、だまし討ち的追加条件なのだ。

翁長知事は、先の県議会で、緊急時の那覇空港使用拒否を表明し、「辺野古が唯一」を繰り返す政府の欺瞞性を指摘した。辺野古新基地建設は普天間の代替基地ではなく、米軍の都合による巨大な新基地だという実態が更に明らかになった。

■エスカレートする辺野古での弾圧

６月15日成立し７月11日施行された共謀罪の新設を含む改悪組織犯罪処罰法が真っ先に対象にするのが沖縄の基地反対運動だと早くから指摘されていたが、辺野古新基地建設反対への弾圧が更に荒っぽくなってきている。

キャンプシュワブ前のテントで演説しただけで拘束される例は法案審議中から発生していたが、7月13日には、工事用トラックの前でプラカードを掲げただけで女性が逮捕された（翌日釈放）。拘束された市民を、炎天下、排気ガスが蔓延する場所に２時間近くも拘束する例もある。歩道上に張った救護用の日よけテントも「通行の妨害だ」と撤去している。今後、病人、けが人、逮捕者が続出することが懸念される。

■諦めず闘い続ける沖縄の人々に応えよう

数々の法令違反、手続無視の工事強行、無法な弾圧にもかかわらず、沖縄の人々は、「あきらめず、粘り強く、しなやかに」闘い続けている。

７月７日で座り込み開始から３年を迎えたキャンプシュワブ前では、７月22日、基地包囲行動が行われ、工事開始から３か月になる25日には辺野古・大浦湾で100艇のカヌーや抗議船がでて海上座り込み行動が行われた。

８月12日には、辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議主催により、3万人規模の「翁長知事を支え、辺野古に新基地を造らせない県民大会」を開催することが決まった。当日は翁長知事も出席する予定だという。

違法でずさんな工事を続け、基地建設の既成事実化を図り、沖縄の人々に諦めと分断をもたらそうと暴走を続ける安倍政権こそ実は追い詰められている。

「本土」に住む私たちには、この暴挙を許している加害者が他ならぬ私たちであること自覚し、沖縄差別を許さず、基地建設を止めさせる闘いが求められている。現地行動に参加することも必要だが、この「本土」＝ヤマトでの行動がより重要だ。地域から、職場から「基地建設反対、沖縄差別許さない」の声を上げていこう。（7月22日記）

（中村利也／辺野古への基地建設を許さない実行委員会）

ヤスクニ・キャンドル行動2017へ
東アジアの視点から「改憲」への動きを跳ね返そう

NNN31.9%、朝日33%、読売36%、ＮＨＫ35%。安倍政権支持率は急落しています。安倍首相は「森友」「加計」問題や共謀罪の成立強行などで厳しい批判・追及を受け、都議選では歴史的惨敗を喫し、支持率も2012年12月の政権発足以来最低となり、いま危機にあります。

しかし、それでも安倍首相は自分の在任中の改憲をあきらめてはいません。5月3日、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」（日本会議）等が開催した集会に寄せたビデオメッセージでは、「2020年を、新しい憲法が施行される年にしたい」との決意を披歴しました。6月24日、神戸「正論」懇話会の講演では、「秋の臨時国会に自民党改憲案を出す」と明言しました。安倍首相は、戦後初めて衆参両院ともに改憲勢力が3分の2を占めるという政治基盤の上に、改憲をなしとげて「戦後」を終わらせ、日米同盟をより対等の同盟へと「発展」させようとしているのです。

そして、この困難な課題を達成していくために安倍首相は、「明治維新150年」と天皇代替わりを最大限に利用しようとしています。「明治維新150年」を生前退位—新天皇即位・新元号移行と接続させ、その祝賀、ナショナリズムの高揚に国民を動員し、その「熱気」を利用して「新憲法」—「新」時代を切り開いていくことを目論んでいるのです。

このような目論見が簡単に進むでしょうか。「明治維新150年」は、アイヌ支配と琉球強制併合、台湾、朝鮮植民地支配の歴史と重なり、日本の敗戦から72年を経てもその歴史清算は終わっていません。沖縄戦に続き27年にわたる米軍軍政支配に置かれた沖縄は今なお基地の重圧の下にあります。清算されなかった植民地主義は排外主義・ヘイトスピーチに続いています。「明治維新150年」の延長に「新」時代の幕を上げるという動きをアジア民衆は認めません。

他方、アベノミクスはほとんど破綻、賃金・消費は低迷し、年金、介護、医療—社会保障の危機は深まっています。そして福島原発事故はまだ終わっていません。事故処理は続き、健康被害は広がり、被害者の権利は回復していません。安倍政権が、このリアルな現実に向き合わず、2020年東京オリンピックの「成功」で不都合な事実を塗りつぶそうとしても、人々は安倍政権の魂胆をほとんど見透かしつつあります。

今年のヤスクニ・キャンドル行動は、このような日本の政治・社会状況とその危うさを歴史的に、また東アジアの視点から分析・批判しつつ、「グローバリゼーション」後のアジア—日本のあり様、関係構築の方向を明らかにしていくことを目標として開催します。パネリストとして高橋哲哉（東京大学）、原武史（放送大学）、南相九（韓国・東北アジア歴史財団）さんをお迎えし、韓国、日本の遺族の証言もいただきます。暑い夏になると思いますが、8月12日（土）、東京・水道橋の韓国YMCAに足をお運びください。

（矢野秀喜／ヤスクニ・キャンドル行動2017実行委）

「代替わり」過程で天皇制と戦争を問う
8・15反「靖国」行動に参加を！

6月9日、参院本会議で天皇の「退位特例法」が成立させられたことで、来年末の天皇退位、2019年初頭といわれる天皇「代替わり」のスケジュールが正式に決められてしまった。

本紙でもすでに報告されたように、私たち8・15反「靖国」行動は、急きょ準備会を立ち上げ、「翼賛国会」としかいいようのない状況に対して、国会議員への申し入れ、明仁に対する抗議文を共同声明として提出する行動などに取り組んだ。それは、現実的に開始された数年にわたる「天皇代替わり」過程に対する、具体的な反対行動の最初のステップをなすものであった。

天皇「代替わり」というのは、前天皇の「総括」と、それをふまえた新天皇の「展望」のキャンペーンの時間となる。したがって私たちは、私たちの側からこの明仁天皇制の30年を総括していかなければならない。

明仁は、戦後民主主義や憲法への肯定的な言及、東南アジアや中国をはじめとするかつての戦争加害国への訪問、沖縄を含む国内外の「戦地」への「慰霊」の旅など、その「親しみやすさ」が演出されたふるまいとあいまって、天皇制イメージを塗り替える役割を確実に果した。いわば、「象徴天皇制の完成」と言ってもよい。

その結果として、いわゆる「リベラル派知識人」を含む、明仁天皇賛美の大合唱がある。安倍政権が強行している国家主義的政治に対抗するために、戦後的価値に適合的な明仁天皇の「権威」をも使いながらこれと闘おうという主張も少なくない。安倍の立憲主義破壊に抗議するなら、現実に憲法破壊を行なっている明仁天皇に対する批判もなされるべきだろう。丸山真男をもじって「象徴天皇制の虚妄にかける」とまで宣言した片山杜秀と島薗進との対談（『近代天皇論』）などから読み取れるのは、安倍政治の「復古主義」「戦前回帰」に対する、強い危機意識である。神権主義的天皇制の復活に対して、戦後象徴天皇制の「価値」を、戦略的に対置しようというのだ。しかし、天皇と政治をめぐる関係は、実際にはそのような関係構造のなかで存在しているのか。そのことの検証から始められなければならない。

8・15反「靖国」行動は、国家による「慰霊・追悼」を撃ち、天皇制の植民地支配、戦争・戦後責任を批判し抜く行動として取り組まれてきた。現在の戦争国家の進展によって、「新たな戦争の死者」はますます現実化している。国家による「慰霊・追悼」自体が、戦争準備の一環をなしている。そしてその中心に、天皇はいまなお、存在し続けている。8・11の講演集会で、近代天皇制と戦争、明仁天皇の「戦争責任」を問い、8・15当日には靖国神社へ向けたデモに取り組む。多くの参加・賛同、協力を訴える。

（北野誉／8.15反「靖国」行動）

8.25大集会&裁判官への「激励ハガキ」の呼びかけ
警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法・住民訴訟

2016年7月、高江の米軍ヘリパッド工事強行のために機動隊が派遣されました。私たちは、「公務員」である機動隊による、住民の権利を侵害する警察権力の行使を都民の権限において止めさせるため、住民監査請求を経て訴訟提訴に至りました。現在、辺野古と高江の工事が同時に進められようとしています。訴訟が打ち切られ、再び機動隊が派遣されるかもしれません。本来、警視庁の機動隊派遣は私たちが止められるはずなのです。

第二回口頭弁論が6月21日に開かれましたが、まだ私たちの訴えを具体的に審議するかどうかを議論する「入口論争」の段階です。もし、実態審議に入らず訴えが退けられれば、今後も機動隊派遣制度の悪用(=弾圧)を認め、私たちが警視庁へ権力濫用の不当性を訴える手段が切り捨てられることに繋がるでしょう。共謀罪が制定された今、訴訟の結果が今後に重要な影響を与えることは明らかです。

私たちは、訴訟が実態審議に入るために裁判所への働きかけと、世論への働きかけをします。

①「激励ハガキ」――裁判官は実に大きな責任を負っています。だから、私たちが「誠実な判断をして良いのだ。大丈夫、応援しているぞ」と激励することで、誠実な審議に向かう「後押し」をしたいと思います。過去の判例からは、司法が権力から人権を守ることを期待できないのも事実です。それでも、裁判官を孤立させるのではなく、応援して前向きな働きかけをしましょう。みなさんも古田孝夫裁判長へ激励メッセージを書いて送ってください。裁判長の机を激励で一杯にしましょう。

②「8.25住民訴訟大集会」――8月25日に、日本労働弁護団前会長・本件訴訟弁護団長の宮里邦雄弁護士と沖縄平和運動センター議長の山城博治氏を招いて本件訴訟の意義と現状を共有することで、世論へ働きかけをします。宮里弁護士からは「共謀罪制定を始めとする日本の危険な全体状況と本住民訴訟の意義」をお話いただき、山城氏からは「不当逮捕直前までの当時の状況と現在」を話していただく予定です(午後6時から、於:文京区民センター3A)。

前回の口頭弁論では、裁判所から被告側(東京都)に対し、(給与としての)支出負担行為・決定・命令の「本来の権限者」、違法行為があった場合に誰が是正する権限を持つか、等を明確にするよう指示が出ました。つまり、裁判所が警視庁組織や都公安委員会の決定に、責任の所在が分からないと認識したのです。それでも、まだ入り口論争から抜け出せる保証はありません。そのために、より多くの支持と働きかけが不可欠です。

ぜひ、一緒にハガキ送付、集会への参加、そして口頭弁論(第3回は9月20日・東京地裁103合法廷(10時15分より傍聴券配布))の傍聴をお願いします。

(岩川藍/原告団事務局)

報告◎6・18第八期沖縄意見広告運動関東報告集会に400名が結集
東アジアに平和を!戦争準備の辺野古埋立て工事を止めよう!

第八期沖縄意見広告運動関東報告集会は6月18日(日)、東京永田町の星陵会館ホールで開催され、400名の人々が参加した。

司会の上原公子さん(元国立市長)が今年第八期の賛同者数は前期を大幅に上回る1万2548件となった事を報告。伊達判決を生かす会共同代表の土屋源太郎さんによる開会あいさつにつづいて事務局長の生田あいさんが今回の成果について分析し報告した。「国家権力による暴力の限りを尽くした基地建設に対する沖縄の非暴力のたたかいが苛烈になるに連れて2月、3月、4月と日を追うごとに賛同が寄せられました。沖縄、中国・四国、岡山、大阪、富山、名古屋、千葉と各地を走り回り3万枚ものチラシの配布や街頭呼びかけを行なった全国キャラバンや、週刊金曜日の読者の皆さまのおかげもある。市民の運動を潰そうとする安倍の意図に反して名前を公表したひとりひとりの勇気と行動に敬意を表しお礼を申し上げたい」。

つづいてヘリ基地建設反対協議会共同代表の安次冨浩さんが沖縄現地からの報告を行なった。「石垣島や宮古島には陸上自衛隊ミサイル部隊の配備が着々と進められ、戦場となる危険も増しており、宮古八重山諸島では住民の反対運動が根強く続いている。基地近辺を流れる美謝(みじゃ)川の水路変更は名護市長が承認しなければできない。だからこの建設工事は必ずストップする。私たちは決してあきらめない」。

次に、沖縄の座り込みで警察に暴行を受け重傷を負った中村としこさんのおつれあいの吉且(よしかつ)さんが発言した。「6月2日、うちの彼女が機動隊の囲みの中に運び込まれ、その上から男性を投げ落とされた。頭蓋骨骨折、脳挫傷、血腫ができ、退院後も支援者のところで静養しています。私たちはこれからも現地の闘争に参加します」。

5分の休憩のあと、恵泉女子学院大学教授の李泳采(イ・ヨンチェ)さんが「東アジアの平和を!韓国・文在寅(ムン・ジェイン)政権の誕生を受けて」と題して講演を行ない、100万人もが参加したデモ、文在寅新大統領について語り、今後の東アジアに平和を構築してゆくために北朝鮮と韓国との経済統合などを提起した。

次に参議院議員の伊波洋一さん、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックの青木初子さん、「沖縄への偏見をあおる放送をゆるさない市民有志」の中村利也さんから発言が行なわれた。最後に野平晋作さん(沖縄意見広告全国世話人、ピースボート共同代表)が「第九期へ、これからの活動」(案)を読み上げ、満場の拍手で採択された。

(まっぺん/沖縄意見広告運動事務局)

「例外」的扱いについて

山口素明（フリーター労組／キャバクラユニオン）

連合は「残業代ゼロ法」を容認するという。この法案が成立すれば、一定の条件を満たすことで「例外」的に割増賃金の未払いが合法になる。高給の専門職への限定、休日とインターバルの確保などがその条件として挙げられている。だが早晩その条件は「規制緩和」される。

考えてみれば労働時間の法規制自体がそうだ。そもそも労基法は１日８時間を労働時間の上限としている。ところが法自身が「例外」を設けてこの原則を破っている。労働者の過半数代表との書面協定、残業・深夜・休日への割増賃金の支払いなどを「例外」として、１日８時間を超える使用、休日における使用、22時以降深夜時間帯の使用を合法としているのだ。さらに月単位の変形労働時間制を採用すれば、日々の残業について割増賃金の支払いは不要になる。

制度的には、過半数代表による協定拒否の可能性が「例外」の拡大の歯止めだ。しかしまったく機能していない。過半数代表の多くは使用者の指名で選出されており、それを問題にする労働組合組織もわずかだ。使用者が必要と考えれば、このような「例外」を活用していくらでも人を「柔軟」に使用できる。

「例外」は「原則」と化す。特別な事態を意味するはずの「例外」は、普遍的に適用されるべき原則を侵襲し続けた末に自らを「原則」に置き換える。

この傾向はいたるところに見られる。労働契約の「例外」である有期契約は、無期を原則とする労働契約を侵襲し、いまや多くの労働契約の典型の地位にある。公安条例は「公共の安寧と秩序」を著しく脅かす示威運動について「例外」的に表現の自由を規制するものとされているが、現実にはあらゆるデモ、政治表現が公安条例のもとに規制されている。秘密保護法も共謀罪も、天皇の退位特例法も同じだ。

「例外」はかならず「原則」になる。都内の服飾系専門学校の夜間課程に通学する女性。今年の春、四国から上京した。初年度の学費は全部で50万円ほど。学生寮に住むと決めたが、実態は民間のマンションの紹介に過ぎないので寮費はそれなりにする。加えて実習課題に用いる材料はその都度購入しなければならない。課題をこなすために必須のミシンのためにローンを組んだ。生活費も実家からの仕送りを頼るわけにはいかない。

彼女は、ネットで時給4000円のキャバクラ店の広告を見つけて応募した。面接で説明された条件は授業後の夜10時から客が帰るまで、週6日出勤してもよいとのことだった。昼のバイトだと時給1000円。6月になれば有利子の奨学金（学生ローン）が出るが、それでも年間150万円を稼がなければならないから、月150時間近くの勤務が必要になる。これでは学校と生活が両立できない。キャバでまとめて稼げば、夏には生活も軌道にのり課題制作に集中できるはずだ。

翌４月25日に支払われた３月分の給料は契約通りに計算された。もちろん出勤ごとに1000円の「厚生費」、総額から20％の違法な天引きはあったが、それでも昼の時給よりは高い。彼女は４月に25日にわたって172時間を勤務し、５月も同じペースで働き続けた。学校との両立のためには睡眠を削るしかなかったが、それでも稼げるうちに稼がないと後がきつくなるから働いた。

ところが４月分の給料日である５月25日に支給された金額を見て愕然とする。時給が2000円に引き下げられて計算されていたのである。店の計算でも50万円を超えるはずの手取り額が、25万円にも満たないのだ。約束が違う、と抗議したが、店長は「指名も少ないし、客も呼べていないのだから当たり前」と開き直る。そんなんじゃ続けられないと言うと「辞めるなら店の規定で時給1200円で計算することになる」と脅された。

予定していた収入の半分が消し飛んだのである。しかし辞めればもう働いた４，５月の合計300時間超についても時給1200円で計算するという。そんなことされたら家賃が払えない。ローンが落ちなくなる。だから辞めるわけにもいかない。

彼女の遭遇した事態は「例外」として扱われてきた。だから「そんなところで働くから」「計画が甘いから」などと本人を諌める言葉が優越する。またその言葉は本人に内面化してもいる。事態に遭遇した「例外」的な不幸を嘆き、授業料とばかりに諦めていく例は多い。若年の女性であること、学生であること、深夜の仕事であること、これらが「原則」から逸脱する「例外」的扱いの理由とされてきた。

だが、「例外」と扱うことは、そのことを「例外」として排除し典型的な問題としては扱わないことは、「原則」を侵襲し「例外」の「原則」への転化を促すことだ。そのことを理解した彼女は、すぐさま私たちの組合に連絡をとり加入した。そうすることで組合員が給料の受け取りに同行することができた。

働いた後に時給を変えることはもちろん労基法違反なのだが、店長の交渉態度はきわめて悪く、店が彼女に支払うために用意してあった金額も、時給1200円で計算した金額にすぎなかった。２時間にわたる交渉の末、まずは店の主張に従った給料を支払わせ、主張の食い違う部分については翌週に交渉することとした。だがその翌日、組合に店の代表者から謝罪と契約通りの支払いをする旨の連絡があり、一週間後には残額が振り込まれた。

ときにモグラたたきといわれ、キリがないでしょと半ば呆れながら同情されもする私たちの活動は、自分たちで言うのもなんだが貴重である。「例外」なく人の生活を尊重させるために、今日も続いている……、のでご協力よろしくお願いします！

「ヒトラーへの285枚の葉書」

ヴァンサン・ペレーズ監督
（2016年、ドイツ・フランス・イギリス合作、103分）

原題は「Alone In Berlin」（ベルリンに一人死す）ドイツ人作家ハンス・ファラダの作品である。原題も邦題もともに、この映画の内容をよく表している。

映画の冒頭、森の中で逃げまどい、射殺される若い兵士が描かれる、この青年こそ、この物語の主人公、平凡な労働者グヴァンゲル夫妻の一人息子だ。息子の戦死の知らせを受け、倦怠期的だった夫妻に人生の転機が訪れる。

時はナチスドイツがフランスに勝利した1940年。戦勝に湧くベルリンの町で、総統ヒトラーを頂点にしたナチス権力絶対の時代。密告が横行し、ユダヤ人が突然連行され強制収容所送りになる恐怖が支配する町で、平凡な工場労働者のオットー・グヴァンゲルは、ペンと葉書で国家に挑んでいく。筆跡も指紋も分からないように書かれた、ヒトラー体制の非道を告発し、市民に抵抗せよと訴える葉書は、「自由報道」と名付けられ、工場や公共施設、住宅の前に置かれていく。その数120枚を超えたころから警察の捜査は厳しさを増し、危険が迫るが、オットーは「自分は今自由だ。まっとうな人間を取り戻している」と苦にしない。夫婦は時に協力して危機を乗り越え、かつての愛を取り戻していく。だが、破れたポケットから落ちた葉書がもとで、ついに逮捕されてしまう。そして、ゲシュタポになじられながら、最後は「白バラの祈り」の主人公と同様、ギロチンで斬首される。

主なストーリーは以上だが、この映画で重要な役回りをするのが、ゲシュタポの捜査官である。彼は犯人逮捕に執念を燃やすが、用意周到の犯人を逮捕することができない苛立ちを感じている。そして、容疑者として連行された男を見て、自分が推理した人物とは違うことを直感し、釈放する。これをナチスの親衛隊になじられ暴力的制裁まで受ける屈辱を味わう。しかも、容疑者を犯人に仕立てて始末するように命令され、射殺して自殺したことにさせられる。やっと真犯人を逮捕したときに、堂々としたその姿に感じるものがあり、処刑直前、「ほしいものはないか」と要望を聞く。オットーの答えは「ペンと葉書だ」。処刑後、警察に届けられたすべての葉書を全部読んだのは、自分だけだ、と言って、その葉書を窓から下にまき散らす。それを拾う人々、そして響く銃声。抗えない体制の中で彼もまた苦悩していたのだろう。

原作者はナチスから「望ましくない作家」に分類され、アルコールや薬物依存症に陥った。戦後、出版社からゲシュタポの記録を渡され、わずか４週間でこの作品を書き上げ、その３か月後に没した。ペレーズ監督は、この作品を読んで、先祖がこの映画を作るよう背中を押した気がする、と言っている。そして特にキャスティングにこだわったとも。主役の３人（ブレンダン・グリーソン、エマ・トンプソン・ダニエル・ブリュール）の演技はこの作品の値打ちを一層高めている。

日本では、7月11日に異常なやり方で強行採決された「共謀罪」が施行された。緊急事態条項が盛り込まれた改憲案はこの秋にも提出されそうだ。実話をもとにしたこの作品の世界が、再び現実のものにならないよう、声を上げられる今、大いに声を上げていこう。

（森本孝子／「平和憲法を守る荒川の会」共同代表）

『知らなかった、ぼくらの戦争』

アーサー・ビナード編著
小学館刊
1500円+税

――日本語の「戦後」を覚えて視点が変わった。（中略）ビジネスとしてWarが計画的に引き起こさせられているカラクリが、日本語のおかげでだいぶ炙り出された。（「戦争づくり――後書きにかえて」）

戦後のない国アメリカで、ベトナム戦争のさなかに生まれた、という著者・ビナードさんの自己紹介に、改めて朝鮮戦争以来つづくアメリカの戦争と日本のかかわりを想った。やってきた日本は、「戦後45年」だったという。ビナードさんは、いらい日本で暮らし、そのラジオ番組が本書のもとになった（文化放送「アーサー・ビナード『探しています』」から、23人の体験談を採録し、加筆・修正して再構成）。放送時（2015年４月～16年３月）お元気だったのに、いまは鬼籍に入られた方もいらっしゃる。たとえば、「農民の着物に着かえて出ていった参謀たち」の大田昌秀さん。けれど「疎開」の名の下に「うっちゃられた」と語る津島丸の生還者、平良啓子さんは、インタビュー時も現在も高江で坐りこんで、沖縄の戦後を語りつづけていらっしゃる。

ニューギニア、硫黄島、満洲、大久野島、さまざまな土地での体験が、日本各地（アメリカでも）で語られる。体験談と向き合いつつ、ビナードさんは「カラクリ」を検証する。真珠湾の奇襲攻撃は？　広島のウラン弾につづいて長崎にプルトニウム弾を投下した目的は？　また、終戦前日の８月14日、Ｂ29が大型爆弾を春日井市などに投下した意味は？「津々浦々に投下されていた『原爆』」の項で金子力さんが語っていることだが、恥ずかしながら私、「知らなかった」のです。

「カラクリ」が明らかになれば、昨年５月のオバマの広島訪問（岩国基地から専用ヘリで飛んで来たのは知っていたけれど、４機のオスプレイを「はべらして」いたのは本書で知った！）とそのお返しの安倍の真珠湾訪問を、ビナードさんが「お互いさま演出」と批判するのは当然だ。そして安倍の演説をひいて「いくらなんでも原爆投下を完全無視して、この期に及んでだれかの古着と粗悪な脱脂粉乳のお礼を述べるなんて、演出のやりすぎで馬脚を現した。／ぼくはそう思ったが、その馬脚を取り上げるメディアもなければ、怒り声も聞こえてこない」。この時、安倍と並んでテレビに映ってた稲田防衛相が帰国するやヤスクニに飛んでったのを思い出したよ！

カラフルなイラストの表紙は、手にとってみたくなりそうだし、目次をひらくと「マリは　蹴りたし　マリはなし」「戦争に勝ったら修学旅行でニューヨークへ？」と興味津々になるタイトルが並ぶ。「知らなかった」ことが多々あるんだと気づかせてくれる本書が、たくさんの方の手に届くよう希っている。ビナードさん作の絵本『ドームがたり』（スズキコージ画／玉川大学出版部刊）も合わせておすすめしたい。

（田守順子）

反改憲ニュースクリップ

安倍、改憲日程をさらに前倒し強行

2017年6月14日～7月12日

【6月21日】〈安倍発議〉自民党憲法改正推進本部が全議員対象の会合を開き、自衛隊を明記する改憲案の議論を本格化。９条２項をそのままにする方式については異論も。河野太郎前国家公安委員長は、首相提案に賛成した上で「党議拘束をかけるようなバカなことはされないだろう」と牽制。／自民党が今後の議論のたたき台とする条文案が判明。９条の２を新設し、自衛隊について「わが国を防衛するための必要最小限度の実力組織」と規定し、現行９条２項によって「自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはならない」と明示した。首相が自衛隊の指揮監督権を持つことも盛り込む。

【6月22日】〈安倍発議〉石破茂が９条をテーマに国会内で講演し、「自衛隊とは何か。軍隊なのか軍隊でないのか、結論を出さなければならない」と訴える。

【6月24日】〈安倍発議〉安倍首相が神戸「正論」懇話会で講演し、秋の臨時国会が終わる前に衆参の憲法審に自民党案を提出したいとの意向を初めて示す。**〈民進党〉**憲法のあり方を全国の党員らと討論する対話集会を８月に埼玉県内で開く方針を固める。秋までに衆院の比例11ブロックごとに開催の予定。

【6月25日】〈安倍発議〉下村博文幹事長代理が「遅くとも11月上旬ぐらいまでに党として案をまとめる必要がある」と述べる。年内作成の日程を前倒しへ。

【6月26日】〈安倍発議〉自民党の船田元・憲法改正推進本部長代行が自身のブログで「改憲勢力が３分の２を占めている時に早く発議してしまおうという考えは、国民投票でしっぺ返しを食らう可能性が大きい」と書きこむ。

【6月27日】〈稲田発言〉稲田朋美防衛相が、都議選の自民党候補を応援する集会で演説し「防衛省・自衛隊、防衛相、自民党としてもお願いしたい」と訴える。自衛隊を露骨に党派利用するもの。稲田は同日深夜に「誤解を招きかねず、撤回したい」と述べる。

【6月28日】〈安倍発議〉自民党憲法改正推進本部の顧問を務める高村正彦副総裁が、９月にも自民党のたたき台を策定する考えを明らかに。／岸田文雄外相が都内の会合で発言。安保法制について「平和憲法との関係でどこまでの備えが許されるのか、ぎりぎりの結論を出した」「その結論が出たとたんに平和憲法そのもの、９条を変えるとなれば、話は振り出しじゃないかということになりかねない」と述べる。安倍首相の９条改憲案については、「どう改正するかはっきりしていないから賛成も反対もない」と評価を避ける。

【6月29日】〈安倍発議〉自民党憲法改正推進本部が非公式幹部会合を開き、今後の日程を協議。８月上旬までに改憲４項目を一通り議論。同下旬から自衛隊明記に向けて憲法９条などの詳細な協議に入る予定。

【7月1日】〈安倍発議〉自民の佐藤正久参院議員が「自衛隊を憲法に明記することで『違憲かもしれない』と言われなくなるだけでも意義は大きい」と述べる。**〈福島原発事故〉**津波対策を怠り事故を防げなかったとして業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長に対する初公判が東京地裁で開かれる。３人とも「津波は予見不可能だった」として無罪を主張。**〈稲田発言〉**稲田防衛相が「『防衛省・自衛隊、防衛相』の部分は撤回し、お詫び申し上げる」と述べる。辞任は否定。

【7月2日】〈安倍発議〉石破茂がラジオ日本の番組で、改憲を来年秋に行われる党総裁選のテーマとすることに慎重な考えを示す。「あまり気が進まない。（自衛隊の明文化は）９条３項だろうが、９条の２だろうが、現状を追認する話だ。それより財政や少子化、社会保障をどうするかのほうがテーマになるべきだ」。**〈都議選〉**投開票され都民ファーストが圧勝。議席は、都ファ55、自民23、公明23、共産19、民進５など。／自民党の下村博文幹事長代行が、都議選での自民党大敗が憲法改正議論に与える影響はないとの認識を示す。「案のスケジュール感に対し、都民が反対だと思って他の党や都民ファーストに票を投じたとは思っていない」。

【7月3日】〈民進党〉藤末健三参院議員が民進党に離党届を提出したと明らかに。離党理由について「民進党内では憲法改正の議論が深まらない」ことなどを挙げる。

【7月4日】〈安倍発議〉自民党の野中広務元幹事長が、安倍首相が目指す改憲について反対と語る。

【7月5日】〈自民党〉憲法改正推進本部の全体会合を開き、緊急事態条項について議論。保岡本部長ら幹部は、選挙の実施が困難な場合に国会議員の任期を延長する改正を優先したい考えだが、自民党が2012年の改憲草案に盛り込んだ首相の権限強化を検討すべきだという意見が相次ぐ。改憲スケジュールについては、変更の方針は採られず。**〈公明党〉**山口那津男代表が「経済再生を進めることが政権の目標で、憲法改正は政権が取り組む課題ではない」と述べる。

【7月6日】〈安倍発議〉民進党の蓮舫代表が時事通信のインタビューで、安倍首相の提案について「専守防衛の自衛隊という位置付けと全く違うステージになるならば、私たちは乗ることは到底できない」と述べる。

【7月9日】〈都民ファ〉都議選で都民ファーストの会を支援した若狭勝衆院議員がフジテレビの番組で、安倍首相と小池都知事について「憲法改正が必要だという点では共通している」。

【7月11日】〈世論調査〉NHKの全国世論調査で、秋の臨時国会で改憲案を国会提出したいとの安倍首相の意向について「大いに評価する」が８％、「ある程度評価する」が28%、「あまり評価しない」が31%、「まったく評価しない」が20%と判明。

【7月12日】〈安倍発議〉自民党憲法改正推進本部の船田元・本部長代行が、2020年までの新憲法施行という目標について「当初の目標に向けて努力していくと言ってきたが、状況は厳しくなってきた」とロイター通信に語る。

【7月12日】〈憲法審〉英国訪問中の衆院憲法審査会の森英介会長（自民党）ら議員団が、キャメロン前英首相と会談。EU離脱をめぐる国民投票を踏まえて、国民投票の課題をめぐり意見交換。「特に禁止されているわけではない。その時の政治的な判断の余地を残している」とする。

集会・行動日程　8/5 ～ 9/3

▶8月5日（土）公開研究会「道徳的保守と性の政治の20年―LGBTブームからバックラッシュを再考する」◆14：00～17：00◆東大駒場キャンパス18号館コラボレーションルーム（京王井の頭線駒場東大前駅）◆飯野由里子、遠藤まめた、山口智美、司会：清水晶子

■シンポジウム「安全保障法制とジェンダー」◆中野麻実、若尾典子、清水愛砂、海妻径子、松本克美、大脇雅子◆13：30◆明治大学リバティーホール1階ホール（JR御茶ノ水駅）◆ジェンダー法学会、安保法制違憲訴訟・女の会

■8・6ヒロシマ平和へのつどい2017　憲法破壊と腐敗の政治＝安倍政権を根っこから打倒しよう！◆17：00◆広島市まちづくり市民交流プラザ北棟5階研修室ABC（広島市中区袋町6番36号（袋町小の建物）◆記念講演：武藤一羊◆発言：湯浅一郎、田中利幸ほか◆参加費1000円◆同実行委

▶8月6日（日）韓国市民革命の現場から◆13；30◆PLP会館5階大ホール（JR天満駅、大阪地下鉄堺筋線扇町駅下車）◆講師：安珍傑（アン・ジンゴル）さん（韓国参与連帯事務局長）◆前売り800円、当日1000円◆戦争あかん！ロックアクション、日朝日韓連帯大阪連絡会（ヨンデネット大阪）、協力：東アジア青年交流プロジェクト、大阪平和人権センター、「しないさせない！戦争協力」関西ネットワーク

▶8月11日（金・休）集会「天皇制と戦争：アキヒトにも責任はある！」◆講師：伊藤晃（日本近現代史研究）◆資料代：500円◆18：15◆文京区民センター2A会議室（地下鉄後楽園・春日駅）◆「代替わり」過程で天皇制と戦争を問う8・15反「靖国」行動

■こうなるにっぽん!?　超監視社会◆13：30◆東村山市中央公民館3F視聴覚室（西武新宿線東村山駅）◆資料代500円◆お話：白石孝（プライバシーアクション）◆みんなの憲法委員会

▶8月12日（土）第12回平和の灯を！ヤスクニの闇へ　2017キャンドル行動　「東アジアの視点から「明治維新150年」とヤスクニを問い直す」◆開場13：00◆在日本韓国YMCAスペースY（JR総武線水道橋駅、東京メトロ・都営地下鉄神保町駅下車）◆シンポジウム：原武史（放送大学教授）、南相九（韓国・東北アジア歴史財団研究員）、高橋哲哉（東京大学教授）◆アピール：遺族等の訴え◆コンサート：寿[kotobuki]、ソン・ビョンフィ、イ・ジョンヨル◆キャンドルデモ　19：00◆平和の灯を！ヤスクニの闇へ　キャンドル行動実行委員会

■講演会「科学の戦争加担を再び繰り返さないために」◆13：30◆高槻現代劇場文化ホール2階第1・第2展示室（JR高槻駅、阪急高槻市駅）◆講師：池内了（名大名誉教授）◆子どもたちと考える「戦争と平和」展in高槻・島本2017、共催：現代医療を考える会

▶8月13日（日）連続学習会・象徴天皇制を考えるNo5「『お気持』なんか知らない、忖度しない」集会・デモ◆14：00◆つくば市立吾妻交流センター大会議室（つくばエクスプレス線つくば駅A3出口）◆お話：桜井大子（女性と天皇制研究会）◆戦時下の現在を考える講座

▶8月15日（火）反「靖国」デモ◆集会：15：30／デモ出発：16：30◆在日本韓国YMCA3階（JR・地下鉄水道橋駅、地下鉄神保町駅）◆「代替わり」過程で天皇制と戦争を問う8・15反「靖国」行動

■第38回「8・15」を問い直す京都集会　身捨つるほどの祖国はありや――なぜいま「教育勅語」なのか◆日本キリスト教団洛陽教会地下ホール（バス停河原町丸太町）◆講師：黒田伊彦（元関西大学教員、「日の丸・君が代」強制反対大阪ネットワーク代表）◆会場カンパ：800円◆主催：日本キリスト教団「教会と社会」特設委員会、京都「天皇制を問う」講座実行委、反戦・反貧困・反差別共同行動in京都

▶8月19日（土）共謀罪法廃止！安倍政権退陣　8・19総がかり行動◆17：00◆衆院第2議員会館前（地下鉄国会議事堂前・永田町駅）◆戦争させない・憲法9条を壊すな！総がかり行動実行委

▶8月25日（金）住民訴訟大集会◆18：00◆文京区民センター3A会議室（地下鉄後楽園・春日駅）◆講演：山城博治さん◆資料代500円◆警視庁機動隊の沖縄への派遣中止を求める住民訴訟監査請求実行委員会

▶8月26日（土）「標的の島　風かたか」上映会◆14：00／18：00◆ゲスト：井筒高雄（元自衛隊レンジャー隊員）、山城博治（沖縄平和運動センター議長）◆多摩市立関戸公民館ヴィータホール◆同実行委員会たま（tel 080-6670-6641 江川、090-2745-5036加藤）

▶8月27日（日）オール九州玄海原発「再稼働許さない！集会」　私たちは同意しない！生命と故郷を死滅させる再稼働は許されない◆14：00◆福岡市天神警固公園◆原発止めよう九電本店前ひろば（080－6420－6211青柳）

▶9月2日（土）生前退位、何が問題か――天皇代替わり・憲法・政教分離・これから◆13：30◆第1部講演：天野恵一／第2部ディスカッション：桜井大子・遠田哲史・堀江有里◆日本基督教団紅葉坂教会（JR・地下鉄桜木町駅）◆日本基督教団神奈川教区社会委員会ヤスクニ・天皇制問題小委員会他

▶9月3日（日）映画「標的の島　風かたか」上映会◆13：00・山城博治さん講演、14：05上映◆埼玉会館第大ホール（JR浦和駅西口）◆沖縄の闘いを支援する埼玉県民集会実行委

▶「反改憲」運動通信：1部 400円（月1回発行／第13期：2017年6月～2018年5月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Fax：03-3254-5460　▶E-Mail：han-kaiken@alt-movements.org　▶Web：http://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：印刷・郵送4000円／PDF・Eメール3000円　▶郵便振替：00190-7-11558「反改憲」運動情報通信